

# アンカー及びチェーンの試験証明書への記載事項に関する事項

## 改正規則等

鋼船規則 L 編

鋼船規則検査要領 L 編

## 改正事項

アンカー及びチェーンの試験証明書への記載事項に関する事項

## 改正理由

アンカー及びチェーンに関する試験証明書への記載事項については、IACS 統一規則 W18 及び W29 に規定されている。

本会規則においても、上記 IACS 統一規則に基づき、鋼船規則 L 編に試験証明書への記載事項を規定しているが、一部不明瞭な部分があったことから、今般、試験証明書への記載事項について、要件を整理し、より明確になるよう関連規定を改めた。

## 改正内容

アンカー及びチェーンについて、試験証明書に記載すべき事項を規定した。